

<p>国务院关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通知 国发〔2017〕5号</p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：</p> <p>利用外资是我国对外开放基本国策和开放型经济体制的重要组成部分，在经济发展和深化改革进程中发挥了积极作用。当前，全球跨国投资和产业转移呈现新趋势，我国经济深度融入世界经济，经济发展进入新常态，利用外资面临新形势新任务。为深入贯彻落实《中共中央 国务院关于构建开放型经济新体制的若干意见》，进一步积极利用外资，营造优良营商环境，继续深化简政放权、放管结合、优化服务改革，降低制度性交易成本，实现互利共赢，现将有关事宜通知如下：</p> <p>一、进一步扩大对外开放</p> <p>（一）以开放发展理念为指导，推动新一轮高水平对外开放。修订《外商投资产业指导目录》及相关政策法规，放宽服务业、制造业、采矿业等领域外资准入限制。支持外资参与创新驱动发展战略实施、制造业转型升级和海外人才在华创业发展。（国家发展改革委、商务部牵头）</p> <p>（二）服务业重点放宽银行类金融机构、证券公司、证券投资基金管理公司、期货公司、保险机构、保险中介机构外资准入限制，放开会计审计、建筑设计、评级服务等领域外资准入限制，推进电信、互联网、文化、教育、交通运输等领域有序开放。（国家发展改革委、商务部牵头，教育部、工业和信息化部、财政部、人力资源社会保障部、住房城乡建设部、交通运输部、文化部、人民银行、新闻出版广电总局、国家网信办、银监会、证监会、保监会等按职责分工负责）</p>	<p>國務院：對外開放拡大による外資の積極利用に係る若干措置に関する通知 国発〔2017〕5号</p> <p>各省・自治区・直轄市人民政府、國務院各部委委員會・各直屬機構：</p> <p>外資を利用することは、我が国の对外开放の基本的な国策及び開放型經濟体制の重要な構成要素であり、經濟發展及び改革深化の経緯において積極的な役割を發揮している。現在、グローバル・多国籍投資及び産業移転には新たな趨勢が生じており、我が国の經濟は世界經濟と深く融合して、經濟の發展は「新常态」に入っており、外資利用は新たな情勢・新たな任務に直面している。《中国共産党中央委員會 國務院：開放型經濟新体制の構築に関する若干の意見》を深く徹底・実現し、更に外資を積極的に利用し、優良なビジネス環境を構築し、行政簡素化及び権限委譲、開放及び管理の結合、サービス合理化改革の深化を継続し、制度的取引コストを軽減し、「ウィンウィン」を実現するため、ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、對外開放の更なる拡大</p> <p>（一）開放・發展の理念を指針として、新たなハイレベルの對外開放を推進する。《外商投資產業指導目錄》及び関連政策・法規を改訂し、サービス業・製造業・採鉱業等の分野の外資参入制限を緩和する。外資による刷新駆動型發展戰略の実施への参与、製造業のモデルチェンジ・アップグレード及び国外人材の中国における創業・發展を支援する。（国家發展改革委員會・商務部が主導）</p> <p>（二）サービス業は、銀行類金融機関・証券会社・証券投資ファンド管理会社・先物会社・保險機構・保險仲介機構の外資参入制限を重点的に緩和し、會計監査・建築設計・格付サービス等の分野の外資参入制限を開放し、電信・インターネット・文化・教育・交通運輸等の分野の秩序立った開放を推進する。（国家發展改革委員會・商務部が主導、教育部・工業情報化部・財政部・人力資源社会保障部・住宅都市農村建設部・交通運輸部・文化部・人民銀行・報道出版ラジオ映画テレビ総局・国家インター</p>
--	---

<p>(三) 制造业重点取消轨道交通设备制造、摩托车制造、燃料乙醇生产、油脂加工等领域外资准入限制。采矿业放宽油页岩、油砂、页岩气等非常规油气以及矿产资源领域外资准入限制。石油、天然气领域对外合作项目由审批制改为备案制。(国家发展改革委、商务部牵头, 工业和信息化部、国土资源部、国家粮食局、国家能源局等按职责分工负责)</p> <p>(四) 外商投资企业和内资企业同等适用“中国制造2025”战略政策措施。鼓励外商投资高端制造、智能制造、绿色制造等, 以及工业设计和创意、工程咨询、现代物流、检验检测认证等生产性服务业, 改造提升传统产业。(国家发展改革委、工业和信息化部、商务部、质检总局等按职责分工负责)</p> <p>(五) 支持外资依法依规以特许经营方式参与基础设施建设, 包括能源、交通、水利、环保、市政公用工程等。相关支持政策同等适用于外资特许经营项目建设运营。(国家发展改革委、财政部、住房城乡建设部、交通运输部、水利部、人民银行等按职责分工负责)</p> <p>(六) 支持内外资企业、科研机构开展研发合作。支持外商投资企业建设研发中心、企业技术中心, 申报设立博士后科研工作站。根据对等原则, 允许外商投资企业参与承担国家科技计划项目。外商投资企业同等适用研发费用加计扣除、高新技术企业、研发中心等优惠政策。(国家发展改革委、科技部、财政部、人力资源社会保障部、商务部、税务总局等按职责分工负责)</p>	<p>ネット情報弁公室・銀監会・証監会・保監会等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(三) 製造業は、軌道交通設備の製造・オートバイの製造・燃料アルコールの生産・油脂加工等の分野の外資参入制限を重点的に取り消す。採鉱業は、オイルシェール・オイルサンド・シェールガス等の非在来型石油・ガス及び鉱産資源の分野の外資参入制限を緩和する。石油・天然ガスの分野の対外提携プロジェクトは、審査制から備案制に変更する。(国家發展改革委員会・商務部が主導、工業情報化部・国土資源部・国家食糧局・国家エネルギー局等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(四) 外商投資企業及び内資企業は、「中国製造 2025」戦略の政策・措置を同等に適用する。外商投資のハイエンド製造・スマート製造・グリーン製造等、及びインダストリアルデザイン及びクリエイティブ/エンジニアリングコンサルティング・現代物流・検査測定認証等の生産的サービス業を奨励し、伝統産業を改造・高度化する。(国家發展改革委員会・工業情報化部・商務部・国家質量監督検査検疫総局等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(五) 外資の、法に基づきコンプライアンスに準拠したコンセッション方式によるインフラ建設への参与を支援し、これにはエネルギー・交通・水利・環境保護・市政公共事業等を含む。関連支援政策は、外資のコンセッション方式プロジェクトの建設運営に同等に適用する。(国家發展改革委員会・財政部・住宅都市農村建設部・交通運輸部・水利部・人民銀行等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(六) 内外資企業・科学研究機構の研究開発提携を支援する。外商投資企業の研究開発センター・企業技術センターの建設、ポストドクター科学研究ワークステーションの設立申請を支援する。対等原則に基づき、外商投資企業が国家科学技術計画プロジェクトに参加・引き受けることを許可する。外商投資企業は、研究開発費用の特別控除、ハイテク企業・研究開発センター等の優遇政策を同等に適用する。(国家發展改革委員会・科学技術部・財政部・人力資源社会保障部・商務部・税務総局等が職責に</p>
--	--

<p>(七) 支持海外高层次人才在华创业发展。对持有外国人永久居留证的外籍高层次人才创办科技型企业，给予中国籍公民同等待遇。对外籍高层次人才及其外籍配偶、子女申请办理多次签证或者居留证件的，依法依规提供便利。（科技部、公安部、人力资源社会保障部、国家外专局等按职责分工负责）</p> <p>二、进一步创造公平竞争环境</p> <p>(八) 各部门制定外资政策，要按照《国务院关于在市场体系建设中建立公平竞争审查制度的意见》（国发〔2016〕34号）规定进行公平竞争审查，原则上应公开征求意见，重要事项要报请国务院批准。各地区各部门要严格贯彻执行国家政策法规，确保政策法规执行的一致性，不得擅自增加对外商投资企业的限制。（各省、自治区、直辖市人民政府和国务院部门按职责分工负责）</p> <p>(九) 除法律法规有明确规定或确需境外投资者提供信息外，有关部门要按照内外资企业统一标准、统一时限的原则，审核外商投资企业业务牌照和资质申请，促进内外资企业一视同仁、公平竞争。（各省、自治区、直辖市人民政府和国务院有关部门按职责分工负责）</p> <p>(十) 促进内外资企业公平参与我国标准化工作。进一步深化标准化工作改革，提高标准制修订的透明度和开放度。推进标准制修订全过程信息公开，强化标准制修订过程中的信息共享和社会监督。（国家标准委牵头）</p> <p>(十一) 深化政府采购改革，坚持公开透明、公平竞争原则，依法依规对外商投资企业在我国境内生产的产品一视同仁、平等对待，促进内外资企业公平参与政府采购招</p>	<p>基づき分業して担当)</p> <p>(七) 国外のハイレベル人材の中国における創業・発展を支援する。外国人永久居留証を保有する外国籍ハイレベル人材の科学技術型企業の創業に対して、中国籍公民と同等の待遇を付与する。外国籍ハイレベル人材及びその外国籍の配偶者・子女の数次ビザ或いは居留証の申請に対して、法に基づきコンプライアンスに準拠して便宜を図る。（科学技術部・公安部・人力资源社会保障部・国家外国専門家局等が職責に基づき分業して担当）</p> <p>二、公平な競争環境の更なる創造</p> <p>(八) 各部門の外資政策制定は、《國務院：市場体系建设における公平競争審査制度の構築に関する意見》（国発[2016]34号）の規定に基づき公平競争審査を行い、原則、意見を公開募集し、重要事項は國務院に報告して批准を受けなければならない。各地区・各部門は、国家の政策・法規の執行を厳格に徹底し、政策・法規執行の一致性を保証し、外商投資企業に対する制限を無断で追加してはならない。（各省・自治区・直辖市人民政府及び國務院部門が職責に基づき分業して担当）</p> <p>(九) 法律・法規に明確な規定がある或いは確かに国外投資家に情報を提供する必要がある場合を除き、関連部門は内外資企業の統一基準・統一期限原則に基づき、外商投資企業の営業許可及び資質申請を審査し、内外資企業の同一対応・公平競争を促進する。（各省・自治区・直辖市人民政府及び國務院関連部門が職責に基づき分業して担当）</p> <p>(十) 内外資企業の我が国の規格化業務への公平な参与を促進する。規格化業務改革を更に深化させ、規格制定・改訂の透明性及び開放度を向上させる。規格制定・改訂全プロセスの情報公開を推進し、企画制定・改訂プロセスにおける情報共有及び社会監督を強化する（国家規格化管理委員会が主導）</p> <p>(十一) 政府調達改革を深化させ、公開透明・公平競争の原則を堅持し、法に基づきコンプライアンスに準拠して外商投資企業の我が国における国内生産製品に対する</p>
--	---

<p>投标。(财政部牵头)</p> <p>(十二) 依法依规严格保护外商投资企业知识产权。健全知识产权执法机制, 加强知识产权执法、维权援助和仲裁调解工作。加强知识产权对外合作机制建设, 推动相关国际组织在我国设立知识产权仲裁和调解分中心。(商务部、工商总局、国家知识产权局、国家版权局等按职责分工负责)</p> <p>(十三) 支持外商投资企业拓宽融资渠道。外商投资企业可以依法依规在主板、中小企业板、创业板上市, 在新三板挂牌, 以及发行企业债券、公司债券、可转换债券和运用非金融企业债务融资工具进行融资。(国家发展改革委、商务部、人民银行、证监会等按职责分工负责)</p> <p>(十四) 深化外商投资企业注册资本制度改革。除法律、行政法规另有规定外, 取消外商投资公司的最低注册资本要求, 落实内外资企业统一的注册资本制度。(国家发展改革委、商务部、工商总局等按职责分工负责)</p> <p>三、进一步加强吸引外资工作</p> <p>(十五) 各地区要按照创新、协调、绿色、开放、共享的发展理念, 结合地方实际, 积极开展投资促进活动。允许地方政府在法定权限范围内制定出台招商引资优惠政策, 支持对就业、经济发展、技术创新贡献大的项目, 降低企业投资和运营成本, 依法保护外商投资企业及其投资者权益, 营造良好的投资环境。(各省、自治区、直辖市人民政府按职责分工负责)</p> <p>(十六) 支持中西部地区、东北地区承</p>	<p>同一対応・平等待遇を行い、内外資企業の政府調達公開入札への公平な参与を促進する。(財政部が主導)</p> <p>(十二) 法に基づきコンプライアンスに準拠して外商投資企業の知的財産権を厳格に保護する。知的財産権の法律執行メカニズムを健全化し、知的財産権の法律執行・権利保護の援助及び仲裁調停業務を強化する。知的財産権の対外提携メカニズムの構築を強化し、関連国際組織の我が国における知的財産権仲裁及び調停の出先機関設立を推進する。(商務部・工商総局・国家知的財産権局・国家版權局等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(十三) 外商投資企業の資金調達チャネル拡大を支援する。外商投資企業は、法に基づきコンプライアンスに準拠してメインボード・中小企業板・創業板への上場、新三板(店頭市場)への登録、企業債・公司債・転換可能債券の発行、及び非金融企業債務ツールを用いた資金調達を行うことができる。(国家發展改革委員會・商務部・人民銀行・証監会等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(十四) 外商投資企業の登録資本制度改革を深化させる。法律・行政法規に別の規定がある場合を除き、外商投資企業の最低登録資本の要求を取り消し、内外資企業統一の登録資本制度を実現する。(国家發展改革委員會・商務部・工商総局等が職責に基づき分業して担当)</p> <p>三、外資誘致業務の更なる強化</p> <p>(十五) 各地区は、刷新・協調・グリーン・開放・共有の發展理念に基づき、地方の実際の状況を結合し、投資促進活動を積極的に行わなければならない。地方政府が法定の権限範囲内で企業誘致・資本導入優遇政策を制定・公布することを許可する。就業・經濟發展・技術刷新の貢献度が高いプロジェクトに対して、企業の投資及び運営コストを引き下げ、法に基づき外商投資企業及びその投資家の權益を保護し、良好な投資環境を構築することを支援する。(各省・自治区・直轄市人民政府が職責に基づき分業して担当)</p> <p>(十六) 中西部地区・東北地区が外資産</p>
---	--

接外资产业转移。修订《中西部地区外商投资优势产业目录》，扩大中西部地区、东北地区鼓励外商投资产业范围。对符合条件的西部地区鼓励类产业外商投资企业实行企业所得税优惠政策。向中西部地区、东北地区转移的外商投资企业享受国家支持产业转移与加工贸易的资金、土地等优惠政策。对东部地区外商投资企业转移到中西部地区、东北地区的，人力资源社会保障部门要依申请及时办理社会保险异地转移接续。（国家发展改革委、商务部牵头，工业和信息化部、财政部、人力资源社会保障部、国土资源部、税务总局等按职责分工负责）

（十七）支持外商投资项目用地。外商投资企业与内资企业同等适用相关用地政策。继续对集约用地的鼓励类外商投资工业项目优先供应土地，在确定土地出让底价时可按不低于所在地土地等别相对应全国工业用地出让最低价标准的70%执行。（国土资源部牵头）

（十八）推进外资跨国公司本外币资金集中运营管理改革。积极吸引跨国公司在我国家设立地区总部和采购中心、结算中心等功能性机构，允许外资跨国公司开展本外币资金集中运营，促进资金双向流动，提高资金使用效率和投资便利化水平。（人民银行、国家外汇局等按职责分工负责）

（十九）完善外商投资企业外债管理制度。统一内外资企业外债管理，改进企业外汇管理，提高外商投资企业境外融资能力和便利度。（国家发展改革委、商务部、人民银行、国家外汇局等按职责分工负责）

（二十）深化外商投资管理体制改革。推进对外商投资全面实施准入前国民待遇加负面清单管理模式，简化外商投资项目管理程序和外商投资企业设立、变更管理程序。

業の移転を受け入れることを支援する。《中西部地区外商投資優勢産業目録》を改訂し、中西部地区・東北地区が奨励する外商投資の産業範囲を拡大する。条件に合致する西部地区の奨励類産業の外商投資企業に対して企業所得税優遇政策を実行する。中西部地区・東北地区に移転する外商投資企業は、国家が支援する産業移転及び加工貿易の資金・土地等の優遇政策を享受する。東部地区の外商投資企業が中西部地区・東北地区に移転する場合、人力资源社会保障部門は、申請に基づき遅滞なく社会保険の異地移転に関する引継ぎを行わなければならない。（国家發展改革委員會・商務部・工商総局が主導、工業情報化部・財政部・人力资源社会保障部・国土资源部・税務総局等が職責に基づき分業して担当）

（十七）外商投資プロジェクト用地を支援する。外商投資企業は内資企業と同等に関連用地政策を適用する。用地を集約した奨励類外商投資工業プロジェクトに対する土地の優先供給を継続し、土地譲渡最低価格を確定する際に、所在地の土地等級に相応する全国工業用地の譲渡最低価格基準の70%を下回らない価格で執行することができる。（国土资源部が主導）

（十八）外資多国籍企業の人民元・外貨資金集中運用管理改革を推進する。多国籍企業が我が国において地区本部及び購買センター・決済センター等の機能性機構を設立するよう積極的に誘致し、外資多国籍企業が人民元・外貨資金集中運用を行い、資金の双方向流動を促進し、資金使用の効率及び投資の利便化レベルを向上させる。（人民銀行・国家外貨管理局等が職責に基づき分業して担当）

（十九）外商投資企業の外債管理制度を完備する。内外資企業の外債管理を統一し、企業の外貨管理を改善し、外商投資企業の国外資金調達能力及び利便性を向上させる。（国家發展改革委員會・商務部・人民銀行・国家外貨管理局等が職責に基づき分業して担当）

（二十）外商投資管理体制改革を深化させる。外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理モデルを全面的に実施し、外商投資プロジェクト

<p>推进审批环节并联办理，缩短海关登记、申领发票等环节办理时间。加大电子政务建设力度，推行一口受理、限时办结、进度可查询，提升外商投资管理信息化水平。推进自由贸易试验区建设，在更大范围推广复制经验。（国家发展改革委、商务部、海关总署、税务总局、工商总局等按职责分工负责）</p> <p>各地区、各部门要充分认识新形势下做好利用外资工作的重要意义，高度重视，主动作为，强化责任，密切协作，国家发展改革委、商务部要会同有关部门加强督促检查，确保各项政策措施落到实处。结合各项政策措施实施，大力创造更加开放、便利、透明的营商环境，积极吸引外商投资以及先进技术和管理经验，稳定外商投资规模和速度，提高利用外资水平和质量，着力推动新一轮高水平对外开放，以开放促改革、促发展。</p> <p style="text-align: right;">国务院 2017年1月12日</p>	<p>の管理手順及び外商投資企業の設立・変更の管理手順を簡素化する。審査批准段階の同時並行手続を推進し、税関登記・インボイスの申請受領等の段階の事務時間を短縮する。電子政府の構築度を強化し、「ワンストップ窓口・期限内の手続完了・進捗状況の照会可能」を推進し、外商投資管理の情報化レベルを向上させる。自由貿易試験区建設を推進し、更に広大な範囲で経験を普及・複製する。（国家發展改革委員会・商務部・税関総署・税務総局・工商総局等が職責に基づき分業して担当）</p> <p>各地区・各部門は、新たな情勢において外資利用の職務を適切に行うことの重要な意義を十分に認識し、高度に重視し、自主的に行動し、責任を強化し、密接に協力しなければならない。国家發展改革委員会・商務部は、関連部門と共同で督促・検査を強化し、各政策・措置の実務への落とし込みを保証しなければならない。各政策・措置の実施を結合し、更に開放的・利便的・透明なビジネス環境を強力に創造し、外資による投資及び先進的技術並びに管理経験を積極的に誘致し、外商投資の規模及びスピードを安定化させ、外資利用のレベル及び質を向上させ、新たなハイレベルの対外開放の推進に尽力し、開放により改革・発展を促進させる。</p> <p style="text-align: right;">国务院 2017年1月12日</p>
--	---